



大船渡労働基準署 ニュース

晩秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

昨年に続き今年の夏も暑い日が多かったですが、最近は朝晩を中心に涼しくなり、過ごしやすい季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

ところで、皆様の中に冬になると次のような傾向がある方はいらっしゃいますか？「睡眠時間が長くなる」「食欲が増す」「頭の回転が鈍る」「だるい」。これらの症状、実は「冬季性うつ病」にみられる症状なのだそう。緯度の高い地域では高頻度で見られるそうなので、これからの季節、東北地方に住む私たちは注意が必要です。冬季性うつは20歳代前半に多い傾向があり、中でも女性は男性より4倍かかりやすいそうです。冬季性うつ病を予防するためには日光を浴びることが重要とされていますが、他にも「運動をする」「バナナを食べる」「青魚を食べる」のも予防効果があるのだそう。

私も今秋の週末は、みちのく潮風トレイルを歩きながらバナナを食べ、夜はサンマを食べながら気仙地域の酒「〇っこ」を堪能することで週末を楽しみつつ、冬季性うつ予防に努めたいと思います。

令和6年度 いわて年末年始無災害運動(準備期間)

スローガン「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日

準備期間：令和6年11月1日～令和6年11月30日

岩手県における労働災害にあつては、**積雪・凍結などの自然要因が大きく影響するところ**であり、また、これから迎える**年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季**となります。

本県の場合、例年、**12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるもの**となっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。

このため、「令和6年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全確保の重要性の意識を深め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組となります。

準備期間においては、日頃からの労働災害防止対策の実施はもとより、以下のとおり、冬季特有災害の防止のため、実施期間までに準備を行いましょ！

冬季特有災害の防止

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪降ろしの際の災害防止
- ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中毒の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止

ピン・金具付きの靴底	深い溝のある靴底
<p>金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。 脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。</p> <p>【注意点】 カーペット等に金具やピンが引っかかってつまづいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。</p> 	<p>グリップ力が強いので滑りにくくなっています。 溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。</p> <p>【注意点】 溝が深くても靴底が固いと「つるつる路面」では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。</p> 

■靴の裏全体を路面につけて歩く

重心をやや前におき、できるだけ靴裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。「つるつる路面」では、小さな歩幅で靴裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方も有効です。



■小さな歩幅でそろそろ歩く

滑りそうな道や凍った路面の上には雪が積もったところでは、歩幅を狭くしてそろそろ歩くようにしましょう。特に、交差点や横断歩道等の滑りやすい場所を歩くときにはお勧めです。



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- ・総括安全衛生管理者/安全衛生管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告
- ・事業の附属寄宿舍内での災害報告

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

入力支援サービス



電子申請の詳細は
こちらから



11月は過労死等防止啓発月間です!!

過労死等防止対策は、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日策定、令和3年7月30日変更）に基づき取組を行ってきました。しかしながら、**過労死等の件数は近年高止まりの状況**にあり、また、平成31年4月1日から順次施行されている時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用され、引き続き、企業への法制度のきめ細かな周知等を通じ、**長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要**があります。

このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を**11月1日から11月30日まで実施**し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

2024年11月～2025年1月にかけて、オンライン形式・対面形式による過重労働解消のためのセミナーが開催される予定です。詳しくは、以下QRコードからご確認ください。



過重労働解消
キャンペーン

11月1日～7日は、**過重労働相談受付集中期間**です。
都道府県労働局・労働基準監督署のほか、**労働条件ホットライン**に相談ください。
・**労働条件ホットライン**
TEL 0120-811-610



過重労働解消
セミナー

岩手県における対面形式のセミナーは**令和6年11月28日の14時～16時30分**のスケジュールで開催予定です。
場所：**盛岡市民文化ホール 第2会議室**